（議提議案第２号）

令和７年３月１８日

議長　小　島　正　泰　様

提　出　者　　議　員　　小　鮒　賢　二
〃　　〃　　大久保　照　夫
〃　　〃　　林　　幸　子
〃　　〃　　権　田　清　志
〃　　〃　　黒　澤　三千夫
〃　　〃　　大　山　美智子
〃　　〃　　臼　杵　　健

議案提出について

令和７年第１回市議会定例会（３月１８日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

［議提議案第２号］　熊谷市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

〔理　　由〕　「刑法」の一部改正に伴い、罰則に関する規定の整備等を行うため

熊谷市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市議会の個人情報の保護に関する条例(令和４年条例第３７号)の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条中「議会の保有する」を削る。

第４８条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２条第１０項の改正規定及び第１２条第５項の改正規定（同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める部分に限る。）　令和７年４月１日

⑵　第１２条第５項の改正規定（「及び第２９条」を削る部分に限る。）、第１７条第２項第１号アの改正規定、第１８条及び第４８条の改正規定　公布の日

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。